

269 帝国大学講義室及附属家を私立東京法学院へ貸付の件

〔明治二十六年五月三十一日〕

〔表紙〕

明治二十六年五月三十一日

総長

書記 (五十嵐恭次(覆本勝多))

書記官 (清水彦五郎)

帝国大学第七年報從明治二十五年一月至十二月草稿

(欄外注記1)

雑件 (貼紙・抹消)
〔○私立東京法学院へ講義室貸付〕

四月十四日ヨリ五月十三日マテ一个月間帝国大学講義室及附属
家ヲ私立東京法学院ニ貸付ス同院類焼シ一時授業場ニ差支タル
ヲ以テ同院長法学博士菊池武夫ヨリ該室ヲ借用センコトヲ請求
セシニ依リテナリ期限後再度借用延期ヲ許シ本室ハ八月十三日
ニ至リ返還シ附属家ノミ更ニ同月十四日ヨリ二十日マテ借用延
期ヲ許ス但貸付料ハ一个月金六拾円附属家ハ八月十四日ヨリ金

式拾五円ノ割ヲ以テ徴集セリ

(朱書) (ママ)
〔次へッ、グ〕

(欄外注記)

「至急」

〔「文部省往復」明治二十六年報告、㊦ A 96〕